

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 29 年 5 月 10 日

第 86 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

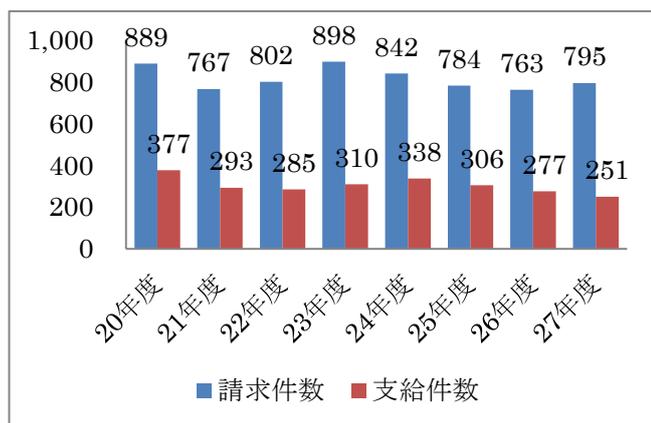
E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

過労死を巡る現状と緊急対策

現在、大きな社会問題になっている「過労死」の現状と緊急対策は、次のとおりです。

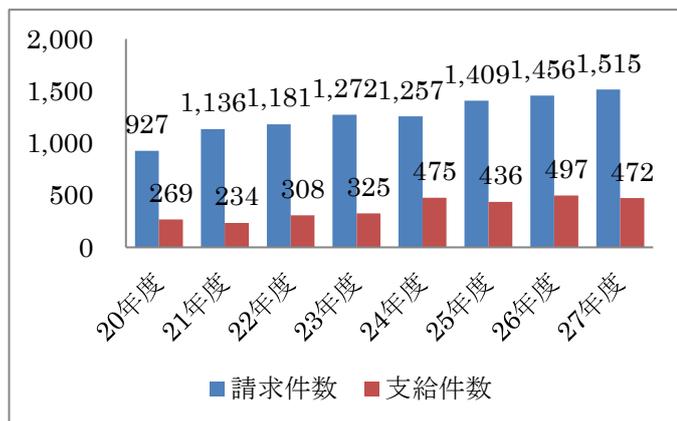
脳・心臓疾患の請求及び支給決定件数

脳・心臓疾患の労災請求件数は、700 件後半から 900 件前半で推移し、支給決定件数は 200 件後半から 300 件台で推移しています。業種別にみると、「運輸業、郵便業」が最多となっています。



精神障害の請求及び支給決定件数

精神障害の請求件数は、平成 21 年度以降 1,000 件で推移し、支給決定件数は平成 24 年度以降 400 件台で推移しています。業種別にみると、「製造業」が最多となっています。



年次有給休暇取得率は 5 割を下回る



『過労死等ゼロ』緊急対策

- 違法な長時間労働を許さない取り組みの強化
 - 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
 - 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
 - 是正指導段階での企業名公表制度の強化
 - 36 協定未締結事業場に対する監督指導の徹底
- メンタルヘルス・パワハラ防止対策の取組強化
 - メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導
 - パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底
 - ハイリスクな方を見逃さない取り組みの徹底
- 社会全体で過労死等のゼロを目指す取組強化
 - 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請
 - 労働者に対する相談窓口の充実
 - 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

(裏面に続く)

労働基準法 4

労働条件の明示

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。この明示された労働条件が、事実と相違する場合は、労働者は即時に労働契約を解除することができます(法第15条)。

【必ず明示しなければならない事項】

- ①労働契約の期間
 - ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
 - ③就業の場所・従事すべき業務
 - ④始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働(早出・残業等)の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業転換に関する事項
 - ⑤賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期
 - ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む。)※ 以上は、書面によらなければなりません。
 - ⑦昇給に関する事項
- ### 【定めをした場合に明示しなければならない事項】
- ⑧退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法及び支払時期
 - ⑨臨時に支払われる賃金、賞与等及び最低賃金額に関する事項
 - ⑩労働者に負担させる食費、作業用品等に関する事項
 - ⑪安全・衛生
 - ⑫職業訓練
 - ⑬災害補償、業務外の傷病扶助
 - ⑭表彰、制裁
 - ⑮休職

この労働条件の明示は、パートタイム労働者に対しても、次の事項を文書等で明示しなければなりません。

- ①昇給の有無
- ②退職手当の有無
- ③賞与の有無



④相談窓口

(次号に続く)

事務所からひとこと



4月23日(日)、私が参加している「八幡の歴史を探求する会」の総会と講演に出席。場所は、3月25日にオープンした「さくらであい館」。この施設は、八幡市の木津川・宇治川・桂川が合流する地点にあり、約25mの展望塔・休憩コーナー・多目的広場・3つの会議室・地元特産品売場がある(管理:国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所)。この日は、良い天気にも恵まれ、近くの桜の名所・背割堤に来た方やサイクリングの休憩に訪れた人々で、賑わっていた。

「三川合流の変遷と周辺都市」(講師:福島大山崎歴史資料館館長)と題する講演で、次のようなことを教えてもらった。三川合流地点は、豊臣秀吉の京都改造の伏見建設・宇治川と巨掠池の分離、淀川問屋の存在が歴史としてあり、周辺には山崎・淀・八幡の都市があった。近世前期から三川合流地点における洪水によって、木津川の付替え工事が計画された。実際の工事は1868年(明治元年)に行われ、その後1896年(明治29年)に淀川改良工事が行われた。さらに、宇治川と木津川の合流地点の西側に、背割堤が拡張された。これらの工事は、今考えると、宇治川と木津川の流れを大きく変える大土木工事である。昔は、木津川と淀川・桂川を行き来する渡し船があり、この地域の交流があったが、今ではお互い川向こうで遠い存在になってしまった。また、淀川・三川合流は京都を支えていたにもかかわらず、京都市民にはどうゆう訳か、淀川・三川合流は馴染みが薄い実態があるようだ。